

令和2年2月市議会 建設水道委員会資料

第68号議案

令和元年度長崎市一般会計補正予算(第8号)

目 次	ページ
《8款 土木費 2項 道路橋りょう費》	
3目 道路橋りょう新設改良費	
〔歳出の補正〕	
【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金)	1 ~ 4
4目 交通安全施設費	
〔歳出の補正〕	
【補助】交通安全施設整備事業費	5 ~ 7
〔繰越明許費の補正〕	
繰越明許費位置図	8
【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金)	9
【補助】交通安全施設整備事業費	10
《8款 土木費 3項 河川海岸費》	
3目 海岸保全費	
〔歳出の補正〕	
【補助】海岸保全事業費(社会資本整備総合交付金)	11 ~ 12
4目 県施行事業費負担金	
〔歳出の補正〕	
河川海岸費負担金	13 ~ 15
〔繰越明許費の補正〕	
繰越明許費位置図	16
【補助】海岸保全事業費(社会資本整備総合交付金)	17 ~ 18
河川海岸費負担金	19 ~ 23

《8款 土木費 5項 都市計画費》

6目 公園費

[歳出の補正]

公園等維持管理費

稲佐山公園損害賠償請求事件和解金

..... 24

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	8 土木費	2 道路橋 りょう費	3 道路橋りょう 新設改良費	1-1	【補助】道路新設改良事業費 (社会資本整備総合交付金) 道路構造物等補強	千円 38,300

## 1 概 要

### (1)事業目的

国の社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し、道路等の災害を防止するため、道路構造物等について、法に規定された5年に1回の定期点検や緊急性に応じた補修・補強を行うもの。

### (2)補正予算理由

国の1号補正に伴い予算を増額するもの 38,300千円

## 2 事業内容

(単位:千円)

区分	予算現額	8号補正	補正額
中央総合 事務所	定期点検:93箇所 橋梁詳細設計:西山9号線 (西山町6号橋) 橋補修工事:古河町上戸町 線(琴平橋) 事業費:98,300	定期点検:93箇所 橋梁詳細設計:西山9号線 (西山町6号橋) 橋補修工事:古河町上戸町 線(琴平橋)ほか3橋 事業費:136,600	38,300
東総合 事務所	定期点検:27箇所 橋補修工事:古賀町多良見町 2号線(六本道橋) 事業費:40,100	変更なし	0
南総合 事務所	定期点検:7箇所 事業費:4,200	変更なし	0
北総合 事務所	定期点検:33箇所 橋補修工事:上出津線(上出 津1号橋)ほか1橋 事業費:21,600	変更なし	0
小計	事業費:164,200	事業費:202,500	38,300
事務費	2,600	2,600	0
合計	166,800	205,100	38,300

### 3 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
当初予算額	千円 201,300	千円 109,285	千円 -	千円 52,800	千円 -	千円 39,215
2月補正 (7号補正分)	▲34,500	▲18,975	-	▲8,900	-	▲6,625
2月補正 (8号補正分)	38,300	21,065	-	17,200	-	35
補正後	205,100	111,375	-	61,100	-	32,625

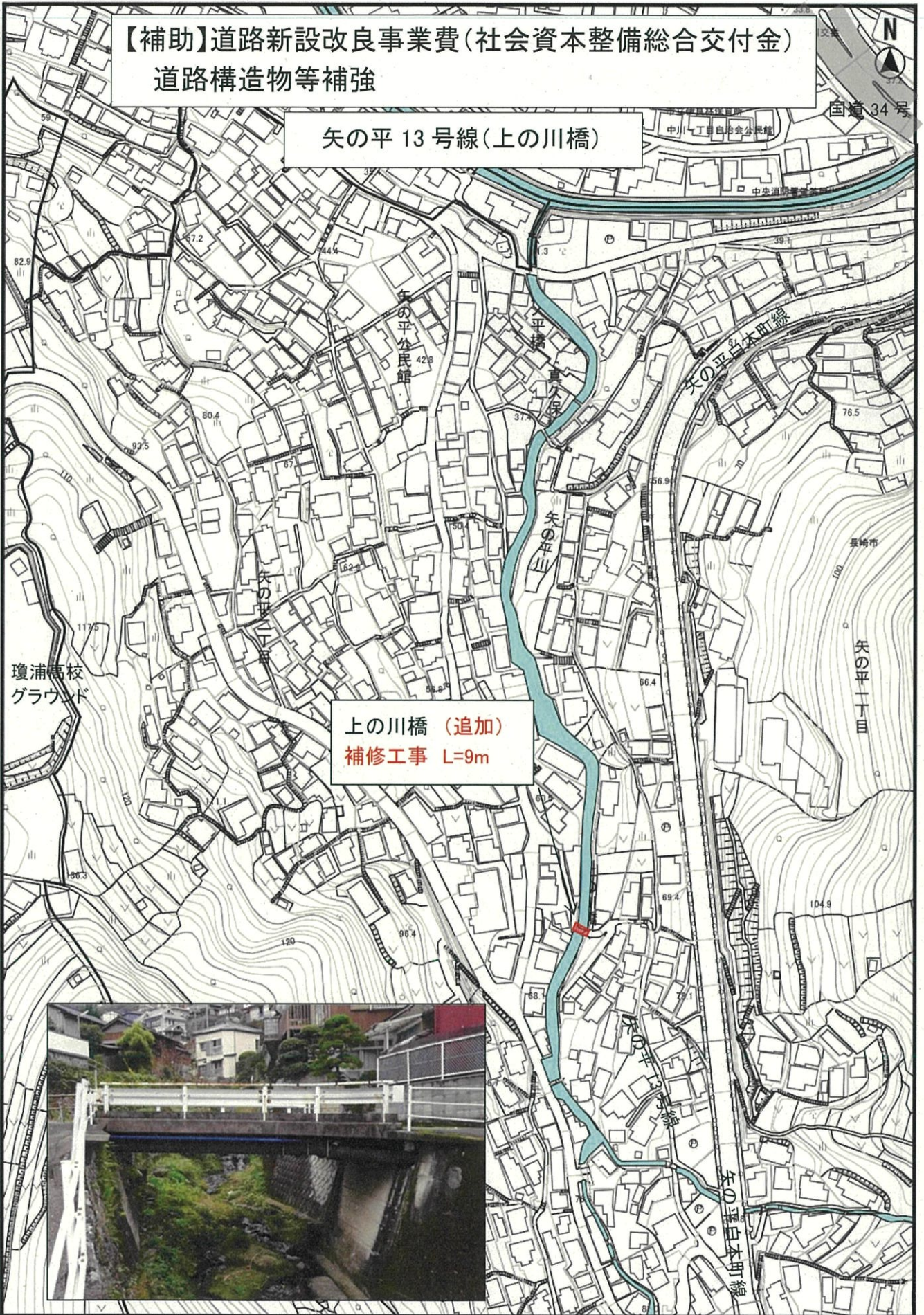
※1 国庫補助率 対象事業費(38,300千円)の55%

※2 補正予算債 充当率100%(交付税措置率50%)

【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金)  
道路構造物等補強

矢の平 13 号線(上の川橋)

国道 34 号



上の川橋 (追加)  
補修工事 L=9m



【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金)  
道路構造物等補強

浦上貯水池

昭和川平町線(昭和町1号橋・昭和町2号橋)

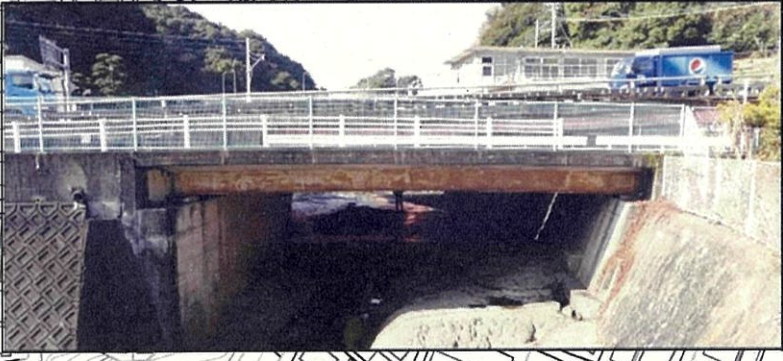


昭和  
三丁目

昭和町2号橋 (追加)  
補修工事 L=14m

西浦上トンネル

昭和町1号橋 (追加)  
補修工事 L=12m



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	8 土木費	2 道路橋 りょう費	4 交通安全 施設費	1-1	【補助】交通安全施設整備事業費 園児等移動経路緊急安全対策	千円 7,700

## 1 概 要

### (1)事業目的

国の社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し、未就学児が日常的に集団で移動する経路において、未就学児等の安全を確保するために施工するもの。

### (2)補正予算理由

国の1号補正に伴い予算を計上するもの 7,700千円

## 2 事業内容

令和2年度事業内容

(単位:千円)

区分	路線名	事業内容	事業費
中央総合 事務所	大黒町筑後町 1号線ほか	交差点改良、歩道拡幅など	7,700

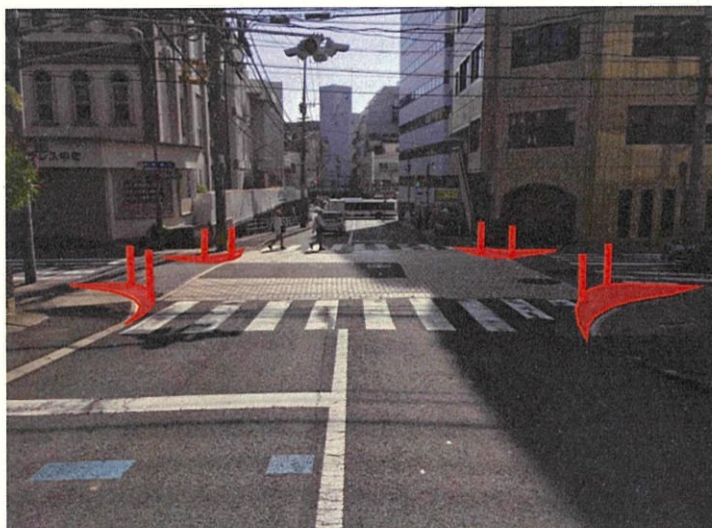
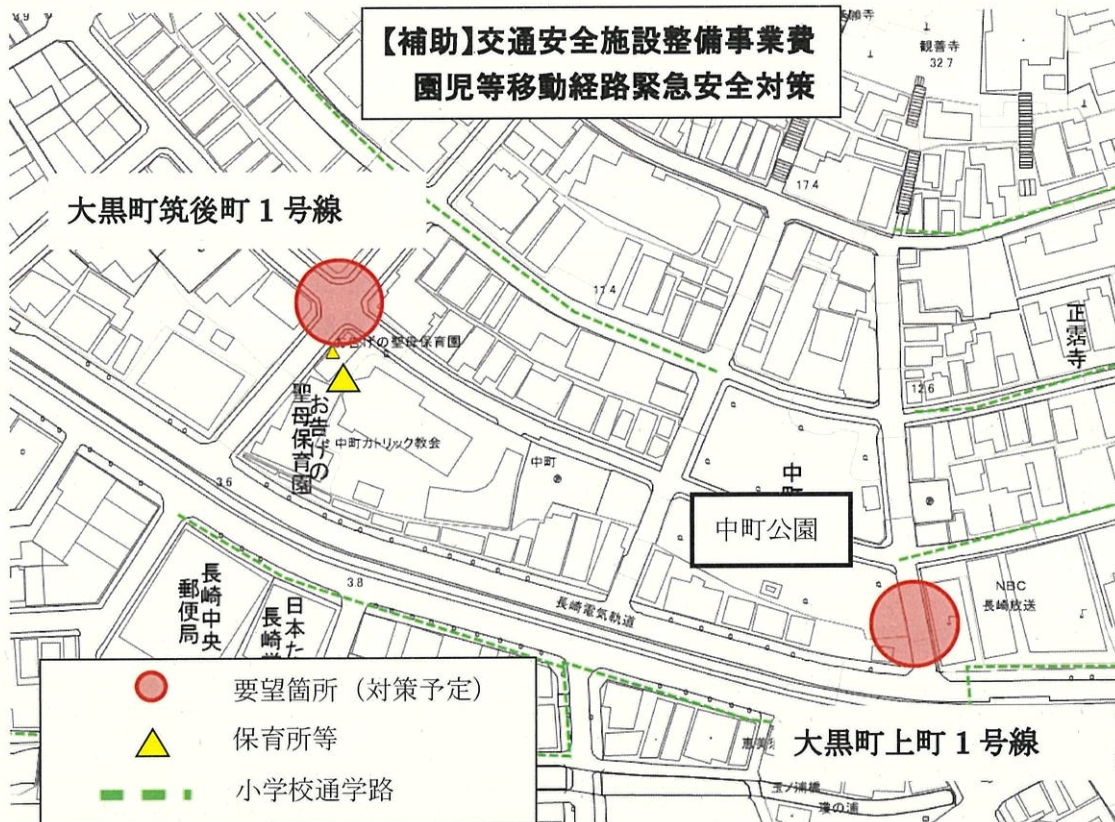
## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円 7,700	千円 3,850	千円 -	千円 3,800	千円 -	千円 50

※1 国庫補助率 対象事業費(7,700千円)の50%

※2 補正予算債 充当率100%(交付税措置率50%)

**【補助】交通安全施設整備事業費  
園児等移動経路緊急安全対策**



**大黒町筑後町1号線**

**<交差点改良>**

園児などの横断前の待機場所の確保

**<柵設置>**

園児などの待機場所における安全確保



**大黒町上町1号線**

**<歩道拡幅>**

車道幅員を狭め、歩道を拡幅





**小江原春木町線  
<交差点改良>**  
園児の横断距離を短くする

**<柵設置>**  
園児などの待機場所における安全確保

〈参考〉

合同点検後の対策状況

(単位:箇所)

		要望	点検	対策
箇所	保育所等	460	360	250 (150)
	発達支援室	44	37	31 (18)
合計		504	397	281 (168)

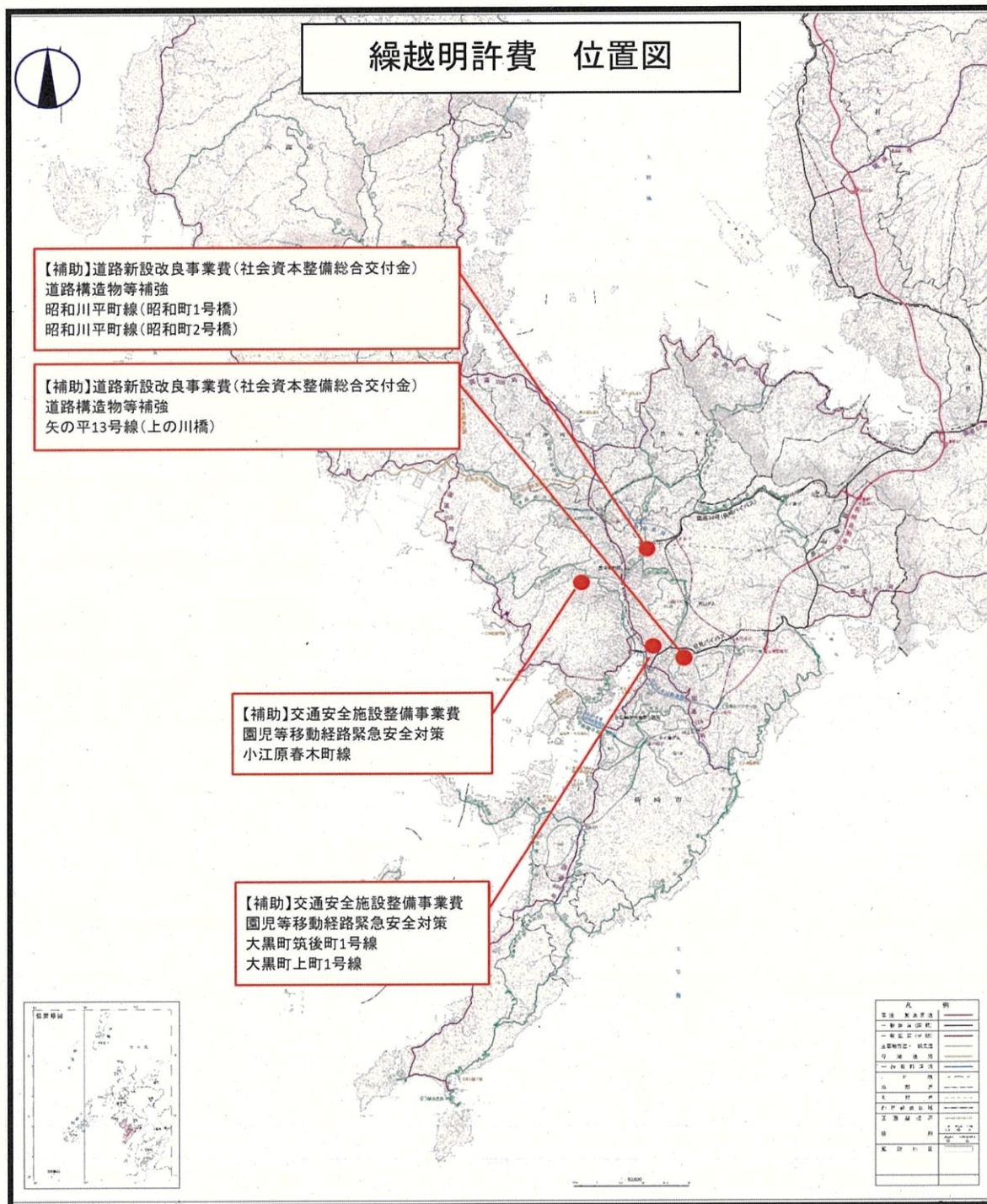
対策内訳		
済	予定	小計
80 (70)	170 (80)	250 (150)
3 (2)	28 (16)	31 (18)
83 (72)	198 (96)	281 (168)

※令和2年2月10日現在で、カッコは市道路分

8款 土木費 2項 道路橋りょう費

(単位:千円)

8款 2項 繰越明許費	金額	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正後 予算現額	146,700	78,980	—	47,200	—	20,520
合計 支出予定額	98,700	52,965	—	26,200	—	19,535
繰越明許額	48,000	26,015	—	21,000	—	985

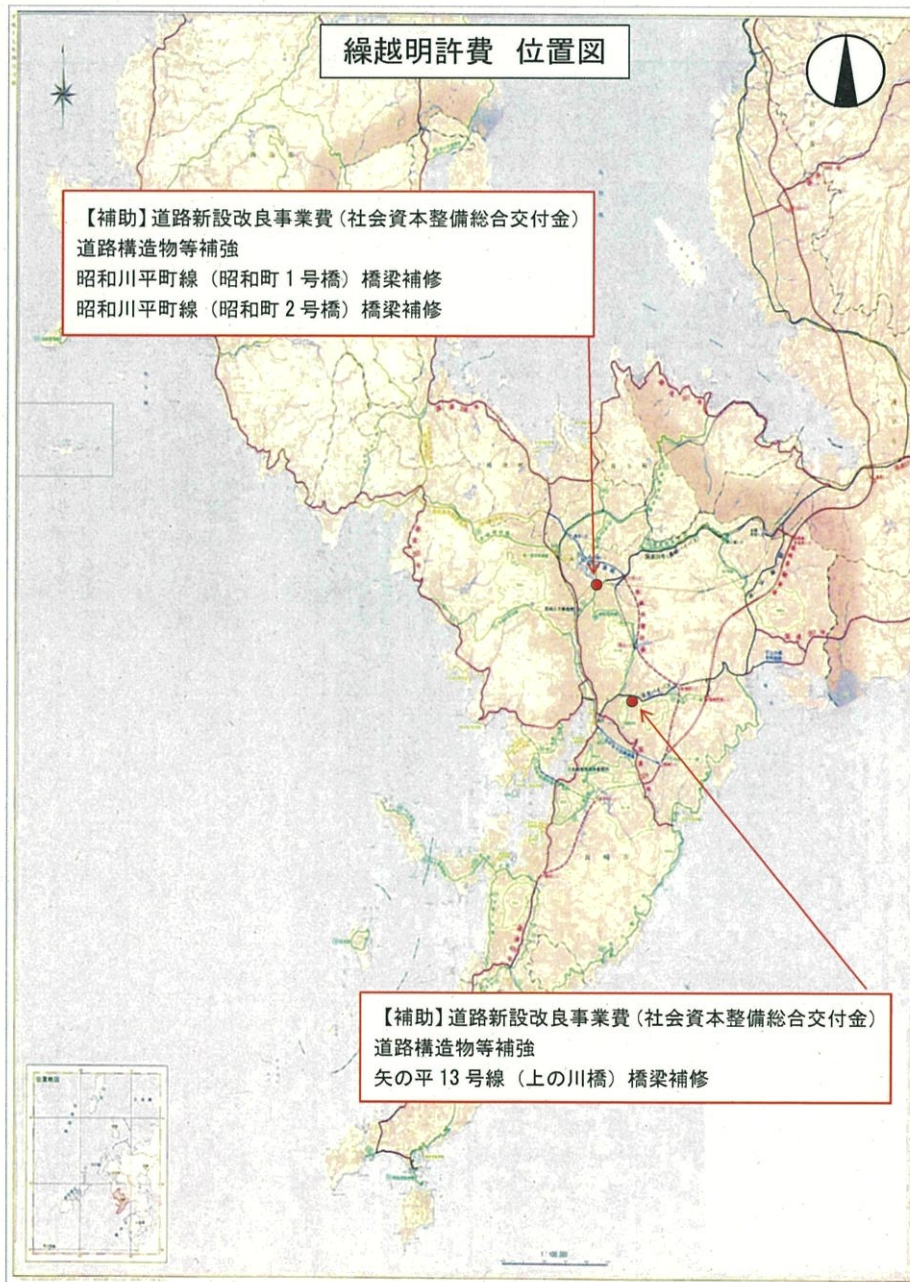


8款 土木費 2項 道路橋りょう費 3目 道路橋りょう新設改良費

※ 中央総合事務所

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金) 道路構造物等補強	補正後 予算現額	139,000	75,130	—	43,400	—	20,470
	支出予定額	98,700	52,965	—	26,200	—	19,535
【事業期間】 H19～	繰越明許額 (7号補正分)	2,000	1,100	—	0	—	900
【事業内容】 経年劣化した道路構造物(橋梁等) の補修等を行い、耐久性の向上を 図る	繰越明許額 (8号補正分)	38,300	21,065	—	17,200	—	35
	繰越明許額計	40,300	22,165	—	17,200	—	935
繰越事由	国の1次補正予算に伴う事業が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和3年2月						

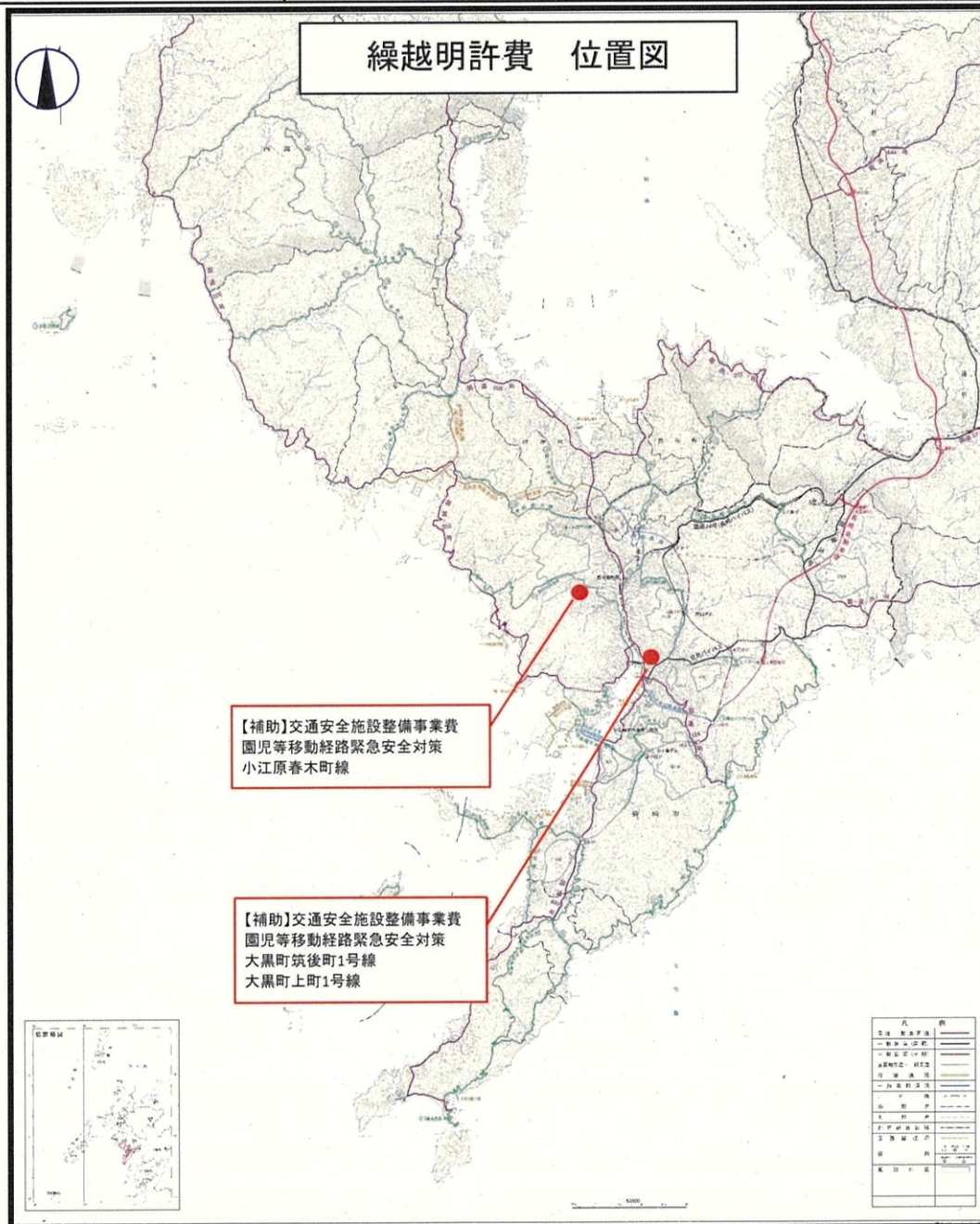


8款 土木費 2項 道路橋りょう費 4目 交通安全施設費

※ 中央総合事務所

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【補助】交通安全施設整備事業費 園児等移動経路緊急安全対策	補正後 予算現額	7,700	3,850	—	3,800	—	50
【事業期間】 R1～	支出予定額	0	0	—	0	—	0
【事業内容】 未就学児が日常的に集団で移動 する経路において、安全を確保す るために施工するもの	繰越明許額 (補正分)	7,700	3,850	—	3,800	—	50
繰越事由	国の1次補正予算に伴う工事が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和3年2月						



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	8 土木費	3 河川海岸費	3 海岸保全費	1-1	【補助】海岸保全事業費 (社会資本整備総合交付金) 東望地区	千円 10,000

## 1 概 要

### (1)事業目的

国の補正に伴い、国庫補助である社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用して、東望海岸(東部下水処理場前付近)の越波対策を行い浸水被害の防止を図るもの。

### (2)補正予算内容

・国の1号補正に伴う増額 10,000千円

## 2 事業内容

(1)当 初 護岸工 (本体工 L=10m、消波工 L=36m)

(2)8号補正(国の補正による増)

護岸工 (消波工 L=6m)

(3)補正後 護岸工 (本体工 L=10m、消波工 L=42m)

## 3 全体計画

(1)事業期間 平成25年度~令和12年度

(2)事業延長 L=630m

(3)全体事業費 1,525,000千円

(4)進捗率 19.3% (平成30年度末・事業費ベース)

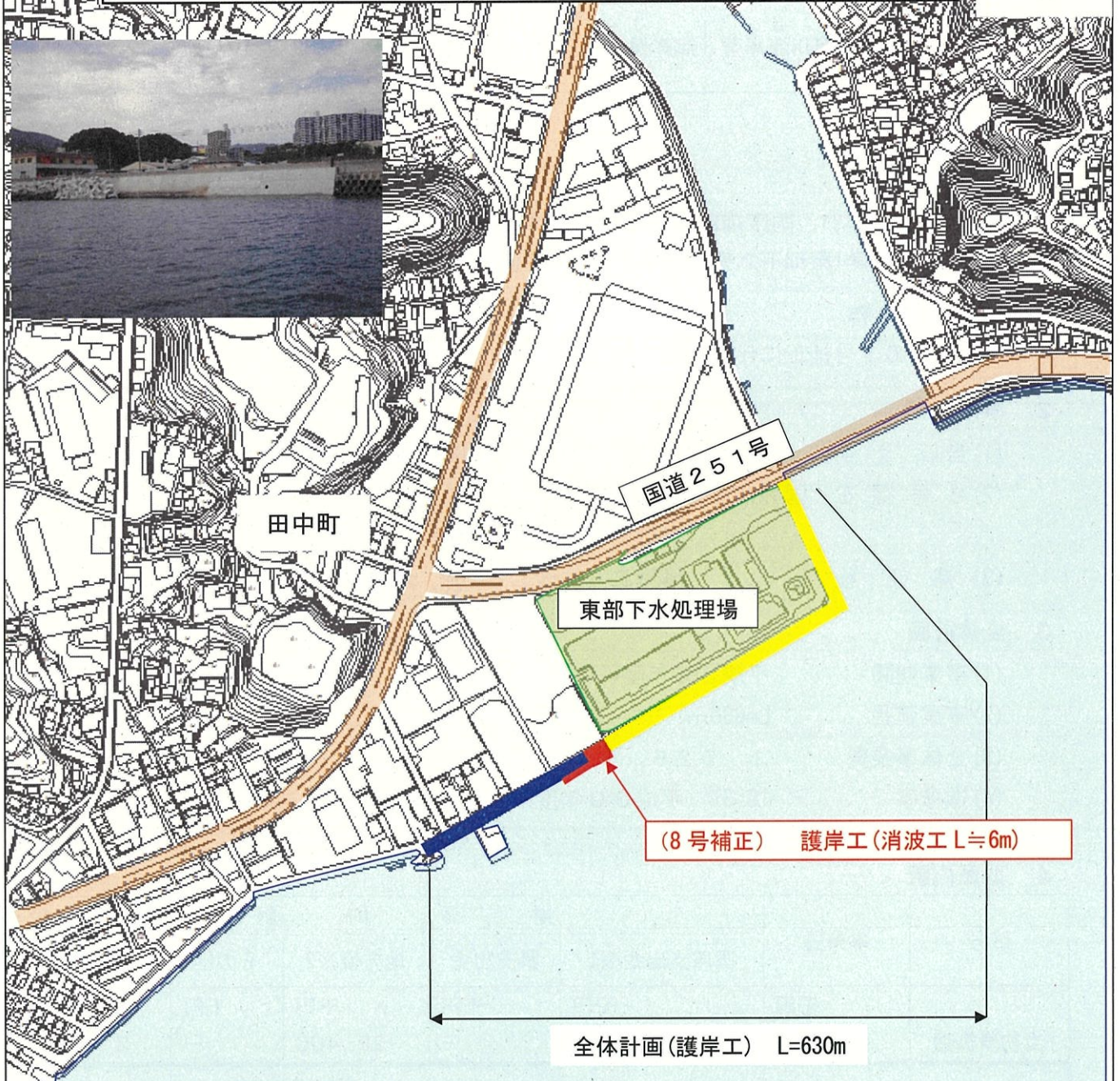
## 4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当初予算額	50,000	24,000	—	23,400	—	2,600
補正予算額	10,000	5,000	—	5,000	—	0
補正後	60,000	29,000	—	28,400	—	2,600

※1 国庫補助率 対象事業費(10,000千円)の50%

※2 補正予算債 充当率100%(交付税措置率50%)

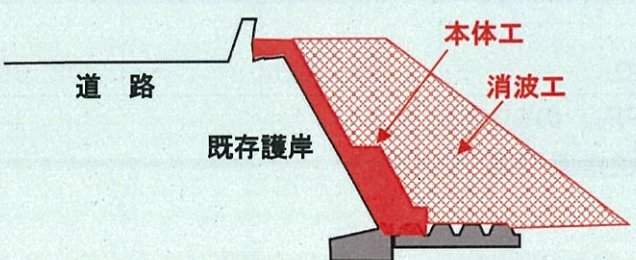
【補助】 海岸保全事業費（社会資本整備総合交付金）  
東望地区



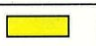


(8号補正) 護岸工(消波工 L≒6m)

全体計画(護岸工) L=630m

標準断面図



凡 例	
	平成 30 年度まで施行箇所
	令和元年度施行箇所
	令和 2 年度以降施行予定箇所

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	8 土木費	3 河川海岸費	4 県施行事業 費負担金	1-1	河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費	千円 24,000

## 1 概 要

急傾斜地の崩壊による被害から市民の生命と財産を守るため、県が施行する急傾斜地崩壊対策事業に対して、国の1次補正があったため、地元負担金を支出するもの。

## 2 事業内容

(単位:千円)

事業区分	箇所名	令和元年度事業費			負担率(%)			市負担											
		予算現額	補正額	補正後	国	県	市	予算現額	補正額	補正後									
公共関連※1	大規模斜面※3	三川(3)地区 (H19~R7) 繰・補繰	118,240	140,000	258,240	47.5	47.5	5.0	5,912	7,000	12,912								
		多良(4)地区 (H27~R5)																	
		滑石3丁目(4)地区 (H27~R4)																	
		若竹(4)地区 (H28~R5) 繰・補繰																	
	その他※4	片淵3丁目地区 (H26~R元)	98,080	27,000	125,080	45.0	45.0	10.0	9,808	2,700	12,508								
		川平(1)地区 (H28~R2) 繰																	
		三川(3)地区 (H19~R7)																	
		戸町2丁目(7-1)【新規】 (R1~R12) 補繰																	
		現川【新規】 (R1~R12) 補繰																	
大規模斜面※3	田中(2)地区 (H21~R3) 繰・補繰	150,200	73,000	223,200	45.0	45.0	10.0	15,020	7,300	22,320									
	小ヶ倉1丁目(4)地区 (H23~R2)																		
	赤迫(2)地区 (H26~R2)																		
	大園(4)地区 (H29~R9)																		
	金堀(1)地区 (H30~R5)																		
	金堀(6)地区 (H29~R8)																		
	大浜(19)地区 (H30~R7)																		
	滑石3丁目(5)地区 (H29~R6)																		
	神ノ島地区 (H25~R4) 繰・補繰										50,000	40,000	90,000	45.0	45.0	10.0	5,000	4,000	9,000
	大宮(3)地区 (H27~R3) 繰																		
その他※4	西北(5)地区 (H29~R4)	153,900	15,000	168,900	40.0	40.0	20.0	30,780	3,000	33,780									
	滑石3丁目(5)地区 (H29~R6)																		
	田中(61)地区 (H30~R6)																		
	片淵3丁目地区 (H26~R元)																		
	滑石3丁目(4)地区 (H27~R4) 繰																		
	滑石5丁目(6)地区 (R1~R6)																		
	戸町2丁目(7-2)【新規】 (R1~R10) 補繰																		
計	570,420	295,000	865,420				66,520	24,000	90,520										

- ※1 公共関連 被害を受ける恐れのある区域内に、砂防施設・道路・鉄道・水道施設等がある場合
- ※2 一般 公共関連以外の場合
- ※3 大規模斜面 高さが概ね 30m 以上の斜面である場合
- ※4 その他 大規模斜面に該当しない場合
- ※5 緊急改築 既存の急傾斜地崩壊防止施設のうち経年劣化した個所の改築を行う場合

### 3 財源内訳

区 分	事業費	市負担額	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
現計予算額	570,420	66,520	—	—	61,300	—	5,220
2月補正	295,000	24,000	—	—	24,000	—	0
補正後	865,420	90,520	—	—	85,300	—	5,220

※ 補正予算債 充当率100%(交付税措置率 50%)



河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費  
位置図(8号補正)



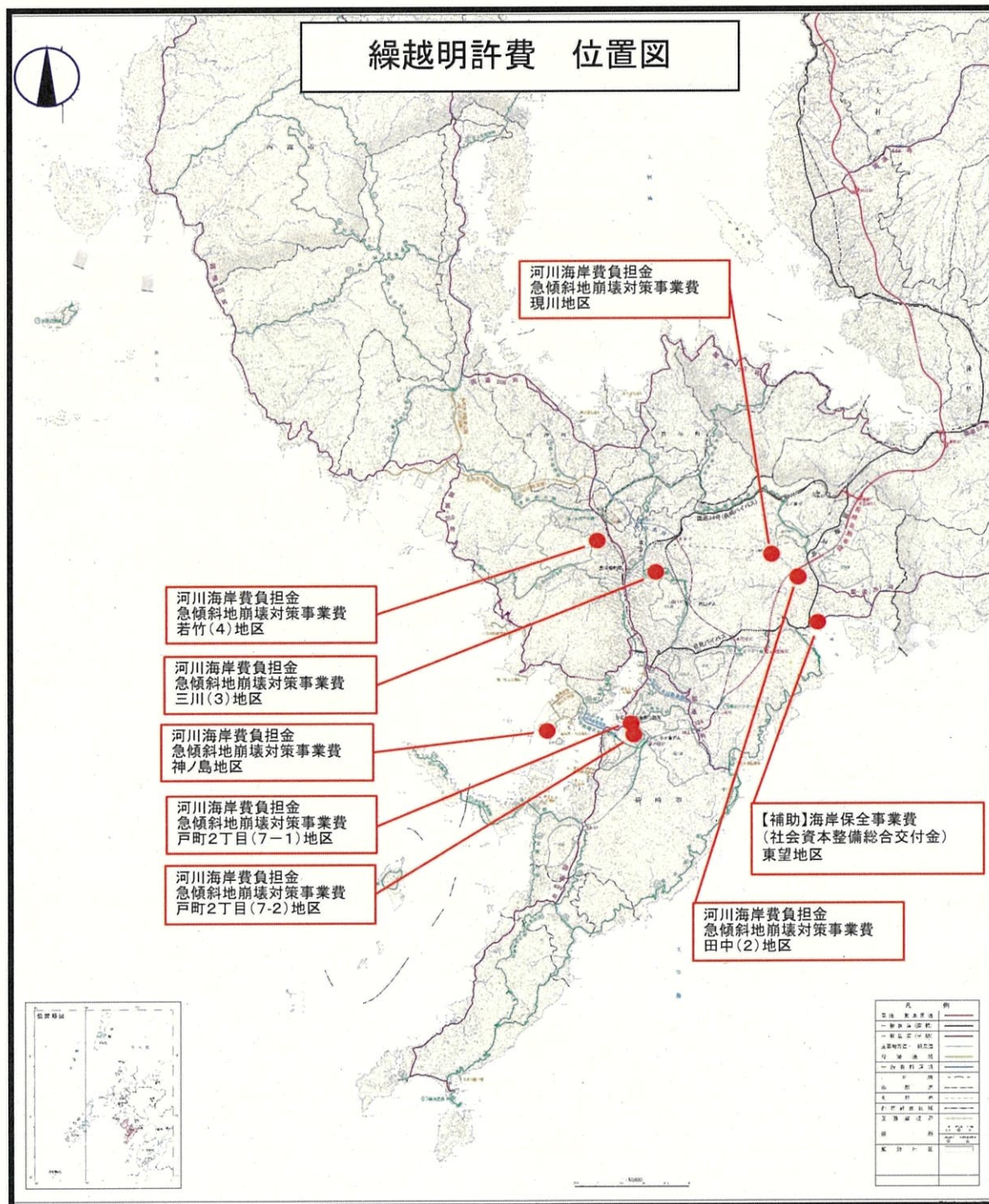
【凡例】

中央総合事務所	●
東総合事務所	●

8款 土木費 3項 河川海岸費

(単位:千円)

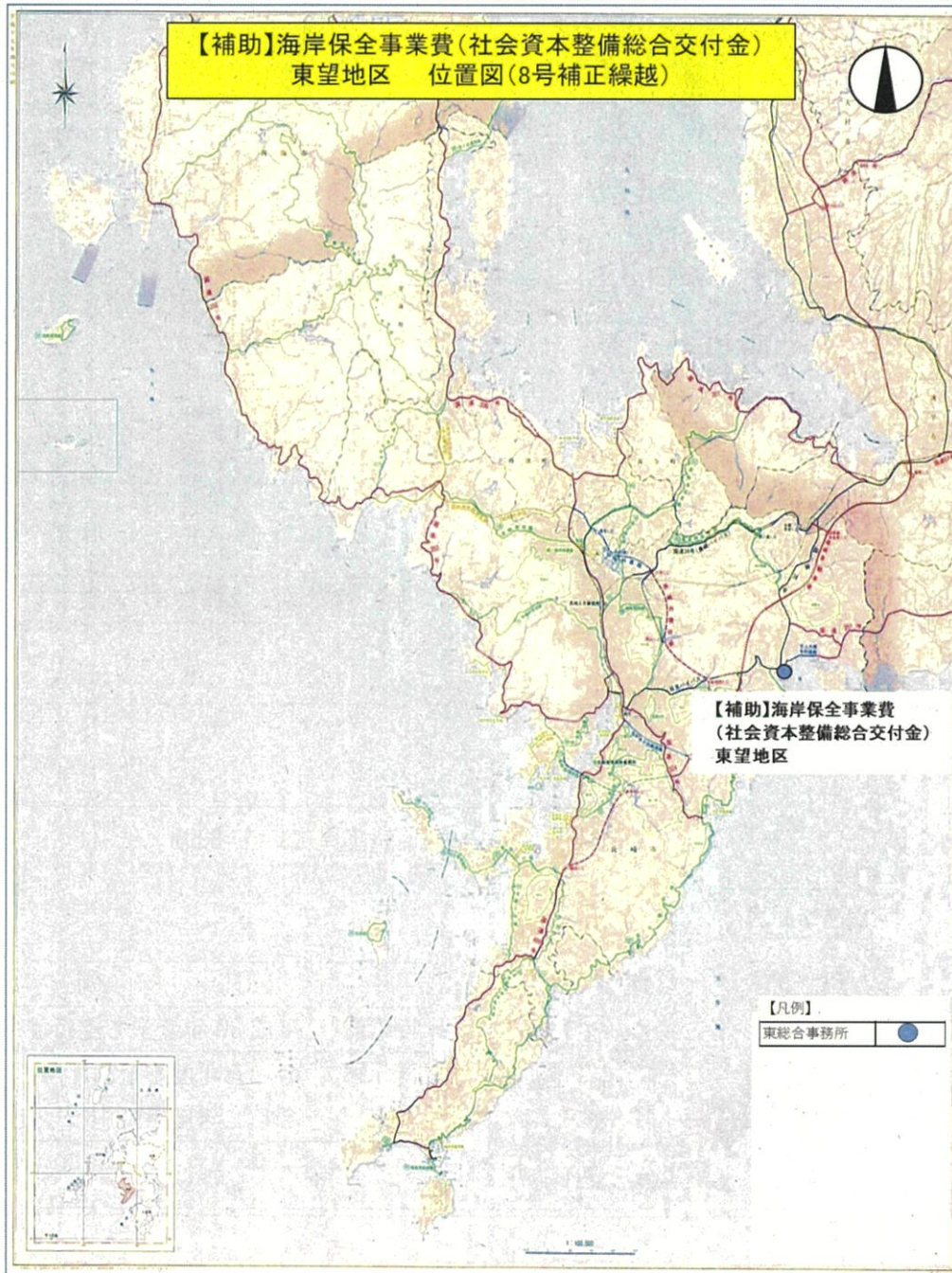
8款 3項 繰越明許費	金額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正後 予算現額	150,520	29,000	0	113,700	0	7,820
合計	91,720	21,600	0	64,200	0	5,920
繰越明許額	58,800	7,400	0	49,500	0	1,900



8款 土木費 3項 河川海岸費 3目 海岸保全費  
 ※東総合事務所

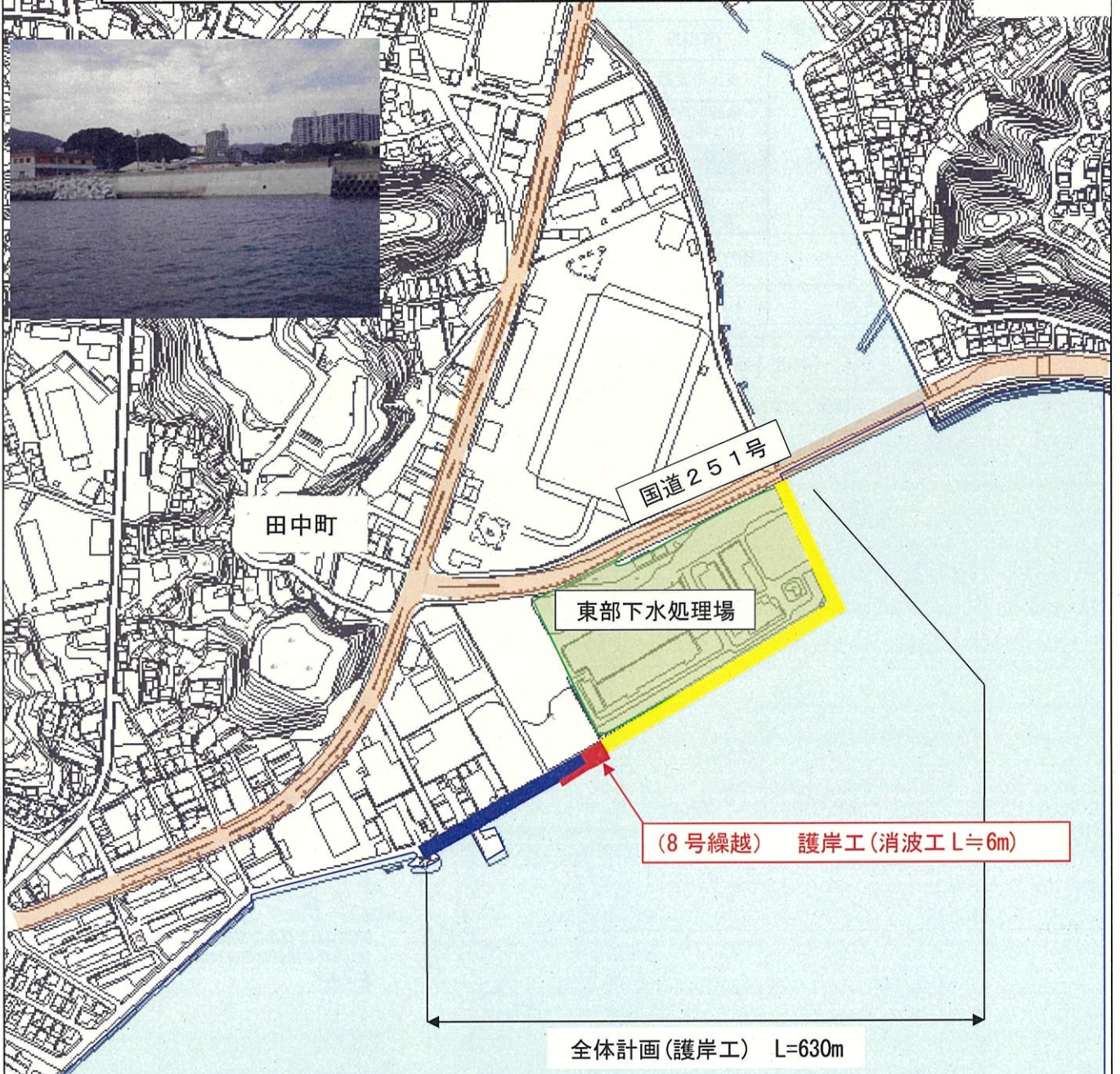
(単位:千円)

【補助】海岸保全事業費 (社会資本整備総合交付金) 東望地区	金 額		財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算現額	60,000	29,000	—	28,400	—	2,600	
支出予定額	45,200	21,600	—	21,200	—	2,400	
【事業期間】 H25～R12							
【事業内容】 東望海岸の越波対策を行い 浸水被害の防止を図る							
繰越明許額 (7号補正分)	4,800	2,400	—	2,200	—	200	
繰越明許額 (8号補正分)	10,000	5,000	—	5,000	—	0	
繰越 明許額計	14,800	7,400	—	7,200	—	200	
繰越事由	国の1次補正予算に伴う工事が年度内に完了しない見込みであるため。						
繰越箇所の完了予定	令和3年2月頃						

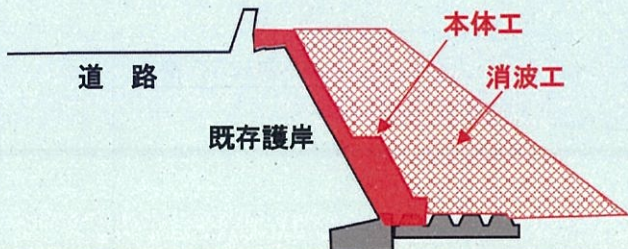


【補助】 海岸保全事業費 (社会資本整備総合交付金)

東望地区



標準断面図

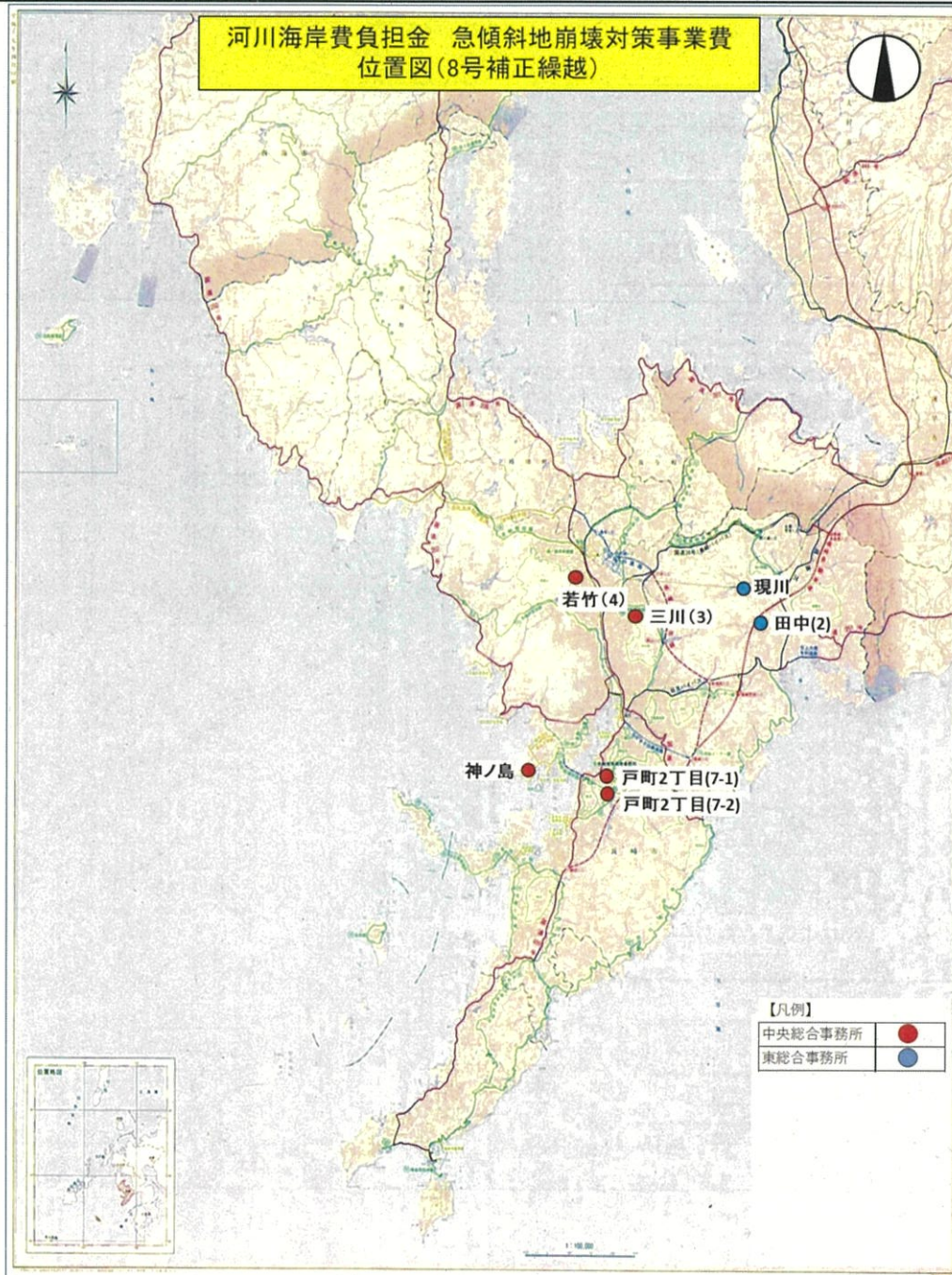


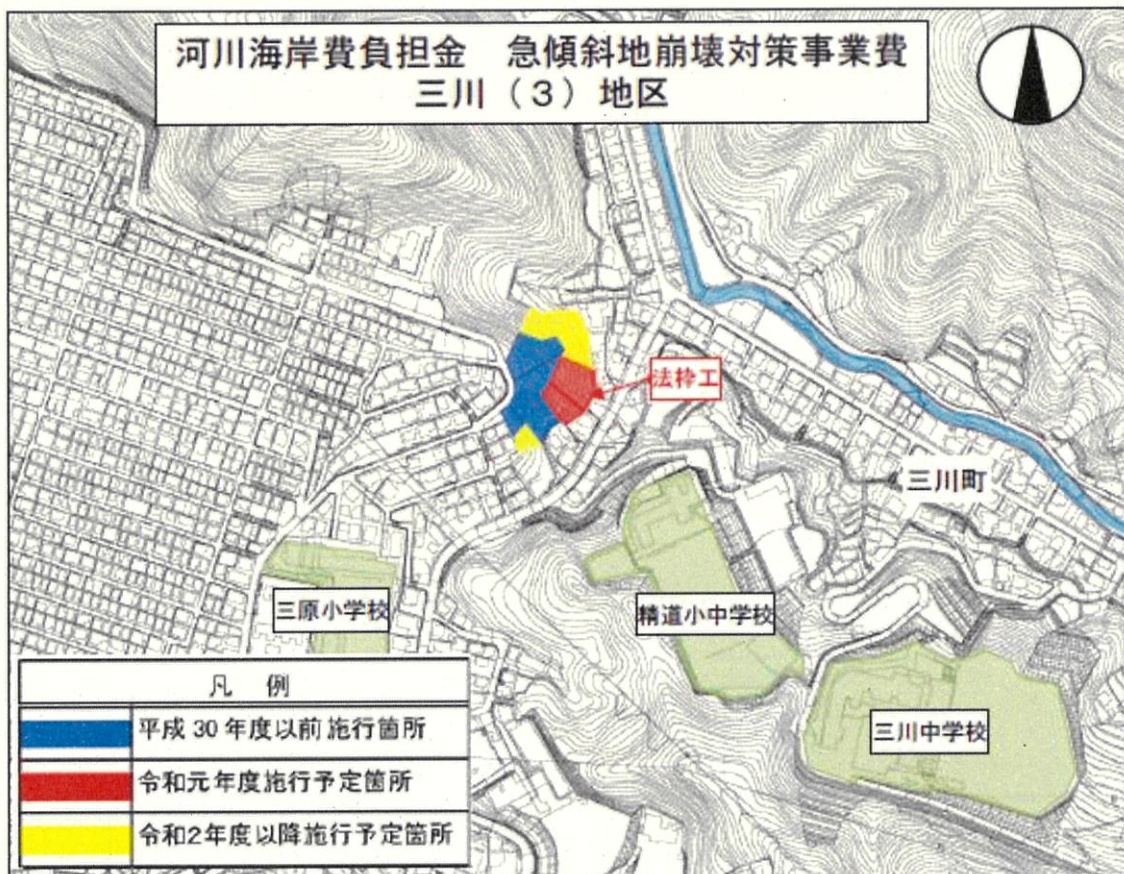
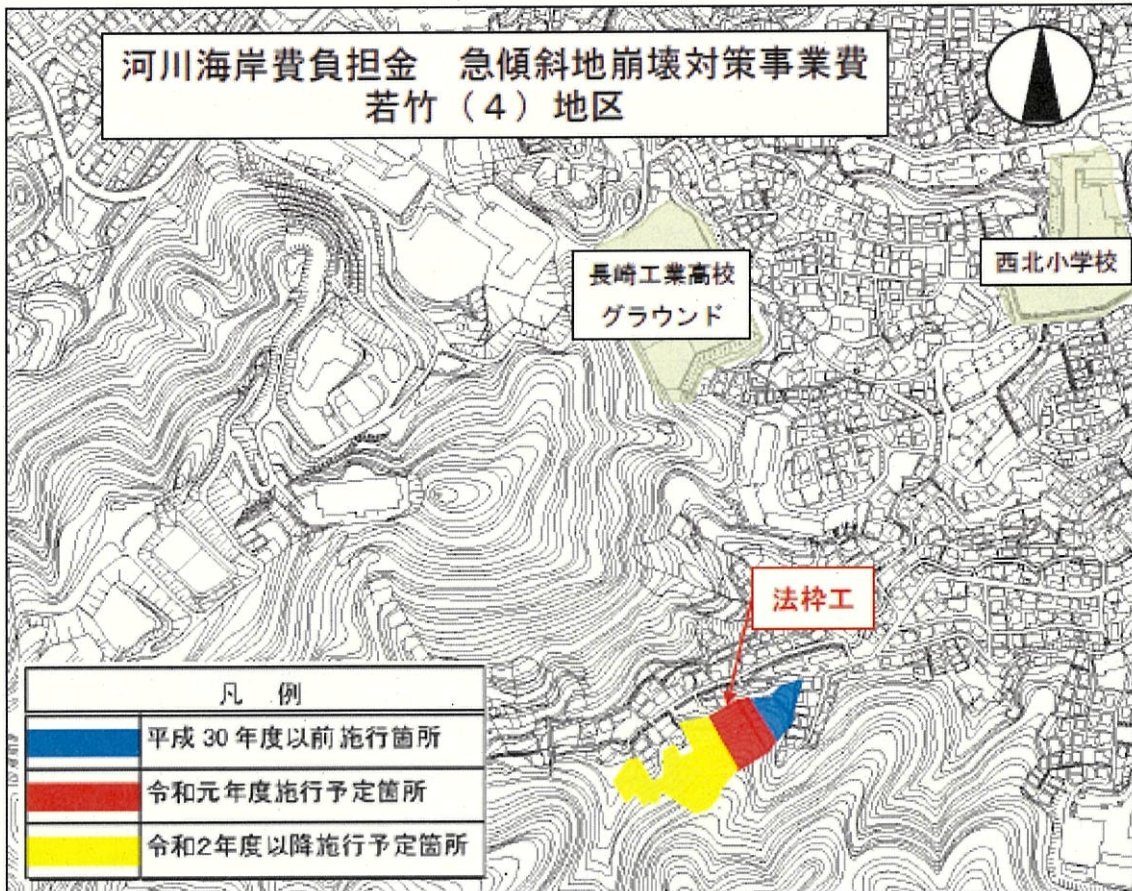
凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue;"></span>	平成30年度まで施行箇所
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red;"></span>	令和元年度施行箇所
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	令和2年度以降施行予定箇所

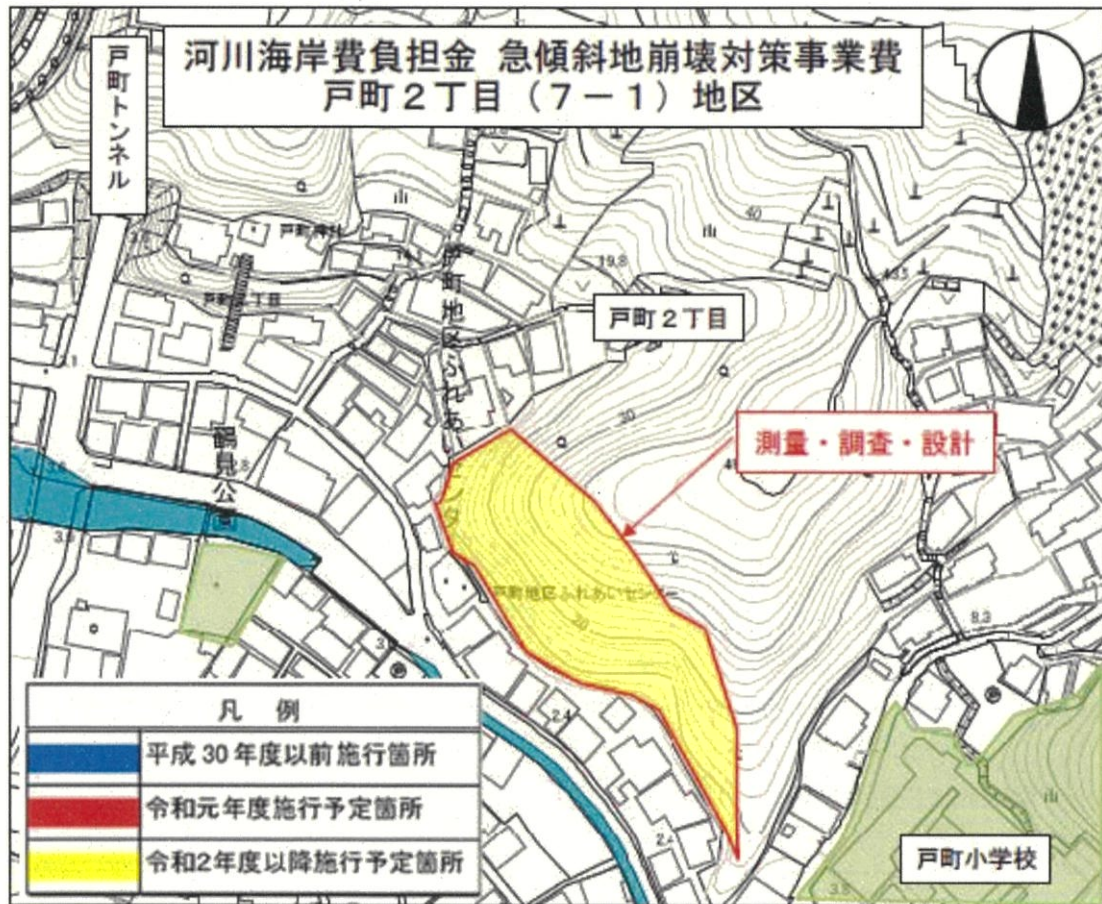
8款 土木費 3項 河川海岸費 4目 県施行事業費負担金  
 ※中央総合事務所

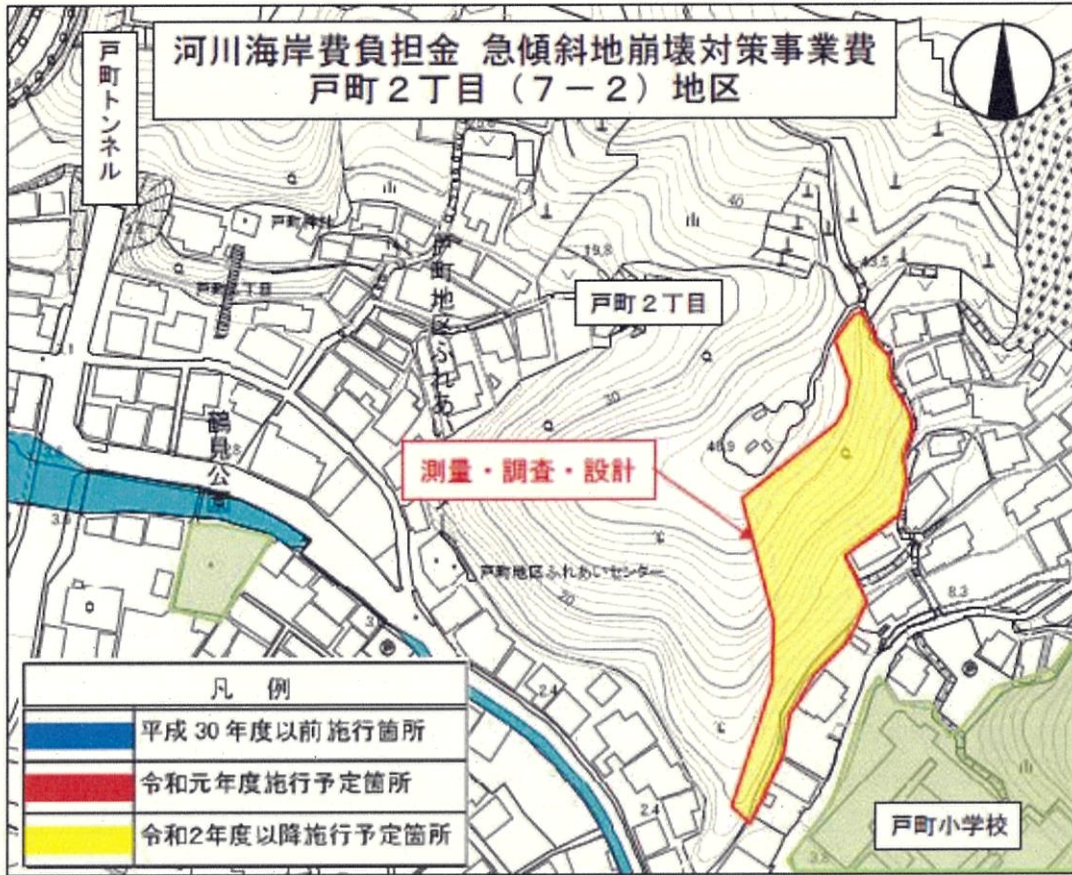
(単位:千円)

	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費	予算現額	90,520	—	—	85,300	—	5,220
	支出予定額	46,520	—	—	43,000	—	3,520
【事業内容】 県が施行する急傾斜地崩壊対策事業に対して、地元負担金を支出するもの	繰越明許額 (7号補正分)	20,000	—	—	18,300	—	1,700
	繰越明許額 (8号補正分)	24,000	—	—	24,000	—	0
	繰越 明許額計	44,000	—	—	42,300	—	1,700
	繰越事由	国の1次補正予算に伴う県施行事業が年度内に完了しない見込みであるため。					
繰越箇所の完了予定	令和3年2月頃						

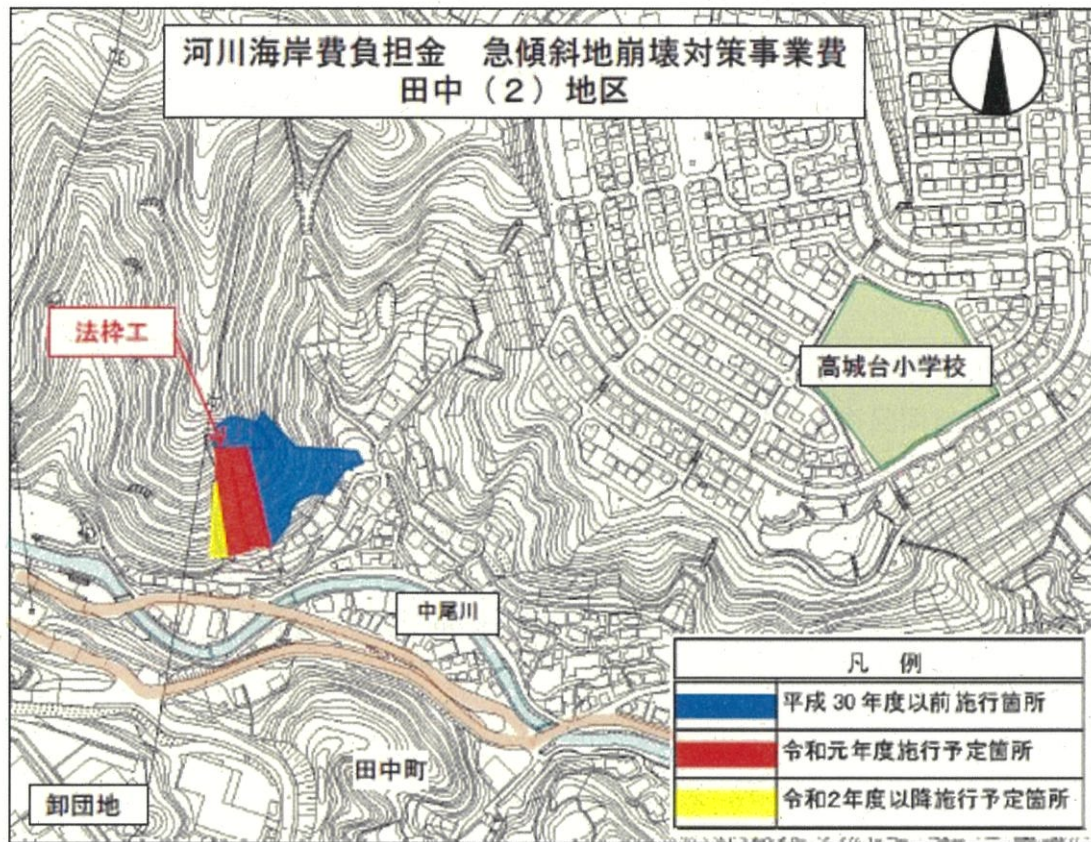












予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	8 土木費	5 都市計画費	6 公園費	1-1	稲佐山公園 損害賠償請求事件和解金	千円 9,000

## 1 概 要

平成 26 年の稲佐山公園の指定管理者に係る公募の際に、収支決算に関する質問があり、長崎市はその質問回答書において、高圧電源契約分の電気料金を記載していなかった。

このため、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間における稲佐山公園の指定管理者である株式会社 大和総業が、高圧電源契約分の電気料金を考慮していない誤った積算を行い、当初に想定した利益が得られず損害を被ったとして、損害が生じたことに対する賠償金及び遅延損害金の支払いを求めて、平成 29 年 12 月 27 日に長崎地方裁判所に訴えを提訴したものの。

令和 2 年 2 月に、裁判所から和解案が提示された。

## 2 和解条項の内容

- (1) 長崎市(以下「被告」という。)は、原告に対し、本件和解金として900万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、令和2年5月 29 日限り、前項の金員を原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 9,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 9,000

## 4 原告

長崎市淵町3番9号

株式会社 大和総業 代表取締役 尾本 久男